



職場内で回覧・掲示をお願いします

CONTENTS

- 生活習慣病予防健診の付加健診の対象年齢が広がります！
- 「医療費のお知らせ」送付のご案内 ●退職後の健康保険加入について

\\ 令和6年4月より //

生活習慣病予防健診の付加健診の対象年齢が広がります！

付加健診とは…

- ▶約8,000円で、人間ドック並みの検査が受けられる健診です。

生活習慣病予防健診（一般健診）に腹部超音波検査、眼底検査、肺機能検査などが追加されます。一般健診と同様、協会けんぽから約7割の費用補助があります。

対象年齢が拡大

現在の対象年齢

40歳、50歳

令和6年度からの対象年齢

40歳、50歳 +

45歳、55歳、60歳、65歳、70歳

5年ごとの
節目年齢で
利用しやすく
なります！



健診内容を比較すると、充実度とおトク感を実感できます！

検査内容	定期健康診断	生活習慣病予防健診		一般的な人間ドック (任意)※2
		一般健診	付加健診※1	
労働安全衛生法上の 定期健康診断項目	○	○		○
大腸がん検診	×	○	—	○
胃がん検診	×	○		○
腹部超音波検査	×	×	○	○
眼底検査	×	×	○	○
肺機能検査	×	×	○	○
詳細な血液検査（Ⅰ） 〔血小板数、血液像、総ビリルビン、LDH など〕	×	×	○	○ (健診機関によって異なる)
詳細な血液検査（Ⅱ） 〔CRP などの免疫検査、血小板凝集能・HbA1c・ コリンエステラーゼ・MCV など貧血検査〕	×	×	×	○ (健診機関によって異なる)
自己負担額	約 7,000 円～ 10,000 円程度	最高 5,282 円	最高 2,689 円	約 30,000 円～ 50,000 円程度
		最高 7,971 円		

※1：付加健診は、単独での受診でなく、一般健診とセットで受診していただく健診です。

※2：一般的な検査項目および費用です。健診機関によって検査項目や金額は異なります。



協会けんぽの費用補助を利用して、対象年齢の方は一般健診と付加健診をセットにすれば、**事業所の福利厚生を充実させる**ことができます。付加健診を活用して、従業員さまの健康管理を一步先に進めましょう！

生活習慣病
予防健診は
コチラ



全国健康保険協会 兵庫支部
協会けんぽ

〒651-8512 神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST

☎ 078-252-8701 (代表) ▶おかけ間違いにご注意ください

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hyogo/

●申請書はホームページから印刷できます

協会けんぽ 兵庫

▶申請書の提出は
郵送をご利用ください

●メールマガジン会員募集中

▶毎月1回無料で配信

▶最新情報をいち早くお届け



ご登録は
コチラ



「医療費のお知らせ」送付のご案内



協会けんぽでは、加入者のみなさまにご自身の治療等にかかった医療費について確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るために、年1回「医療費のお知らせ」を発行しています。事業主さまにおかれましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、「医療費のお知らせ」について以下2点のご協力を賜りますようお願いいたします。

事業主さまへ 以下の2点にご協力をお願いします



お願い1

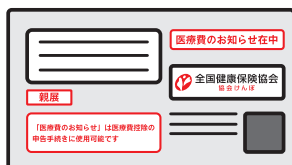
対象の被保険者（従業員）さまにお渡しください。



お願い2

対象の方がご退職されて渡せない場合は、同封の返信用封筒にてご返却ください。

医療費のお知らせ



送付時期 令和6年1月中旬から下旬

対象期間 主に令和4年10月診療分から令和5年8月診療分

送付先 お勤めの方 ➡ お勤め先の事業所宛
任意継続に加入されている方 ➡ ご自宅宛

※作成時点（令和5年11月上旬）において、健康保険の資格が無い方（退職者・新規採用者・扶養未認定者等）、医療機関等の受診が無い方、医療機関等の請求遅れ等により通知対象となる医療費が無い方については、お知らせの作成はございません。

▼ 医療費のお知らせのポイント ▼

ポイント

1 「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに利用できます。

ポイント

2 「医療費のお知らせ」に記載のない診療分については、医療機関等の領収書に基づき、ご自身で医療費控除の明細書を作成し、確定申告書に添付する必要があります。領収書等の保管についてはご注意ください。

お問い合わせ先

「医療費のお知らせ」に関するご質問については、チャットボットをご利用ください。



「医療費控除」については、国税庁のホームページをご覧ください。管轄の税務署へお問い合わせください。



手続き忘れに
ご注意！

退職後の健康保険加入について

退職後の健康保険は、加入者ご自身で手続きが必要です。ご退職後、以下の要件を満たす方については、**最長2年間任意継続健康保険にご加入**いただくことができます。

任意継続健康保険の加入要件

- ☒ ご退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること。
- ☒ ご退職の翌日から20日以内に申請書を協会けんぽ宛にご提出いただくこと（郵送の場合は必着）。

協会けんぽホームページに退職後の健康保険についてのリーフレットをご用意しています。ぜひご利用ください！

リーフレット
はコチラ

